

板橋区立特別養護老人ホーム指定管理者
評価委員会による評価実施要領

平成25年10月1日
健康生きがい部長決定

(目的)

第1条 指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針(平成20年8月22日区長決定)に基づき、板橋区立特別養護老人ホームの運営状況等について、外部委員を含む評価委員会による評価を実施するため、本要領を定める。

(評価委員会)

第2条 評価は、板橋区立特別養護老人ホーム指定管理者評価委員会設置要綱に基づき設置する評価委員会が行う。

2 評価委員会による評価は、指定期間の中間年に実施するものとし、実施時期は、当該中間年の所管課モニタリングの実施後とする。

(評価の方法等)

第3条 評価委員会の委員は、別表第1の評価基準により、次に掲げる事項をもとに評価シート(第1号様式)に基づく5段階での評価を行う。

- (1) 事業報告書の内容
- (2) 現地調査及びヒアリングの結果
- (3) 指定管理者が受審した東京都福祉サービス評価推進機構が認証する第三者評価機関による福祉サービス第三者評価の結果
- (4) 外部専門家に委託した指定管理者が雇用する従業員等の労働条件点検の結果

2 評価委員会は、別表第2の総合評価基準により、総合評価シート(第2号様式)に基づく委員全員の評価シートの合計点として評価を行い、これに委員会としての意見を付して、委員の合議により総合評価を決定する。

3 評価委員会は、評価の結果を区長へ報告する。

(改善のための措置)

第4条 評価の結果、改善すべき事項があった場合は、介護保険課長(以下「課長」という。)は、指定管理者に対し、改善のための措置を講ずるよう、期限を定めて必要な指示をする。

2 課長は、前項の指示の内容及び指定管理者の改善状況又は改善計画を速やかに評価委員会に報告する。

(評価結果の公表)

第5条 課長は、評価委員会が行った評価の結果、指示をした場合の内容及びこれに対する指定管理者の改善状況又は改善計画その他の必要な事項について、ホームページ等で公表する。

付 則

この要領は、決定日から施行する。

付 則 (平成27年3月13日 部長決定)

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月20日 部長決定）

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

板橋区立特別養護老人ホーム指定管理者評価基準

評価点	判断基準
5点	特に優れている
4点	優れている
3点	適正である
2点	さらに努力が必要である（改善努力の要請）
1点	改善すべき点がある（必要な措置）

板橋区立特別養護老人ホーム指定管理者総合評価基準

◇総合評価の結果

判定	評価基準
A 特に優れている	合計点が満点の80%以上
B 優れている	合計点が満点の70%以上
C 適正である	合計点が満点の50%以上
D さらに努力が必要である (改善努力の要請)	合計点が満点の40%以上
E 改善すべき点がある (必要な措置)	合計点が満点の40%未満

◇評価項目ごとの結果（評価委員5人の評価点数の合計）

6点～10点・・・1委員当たりの平均点が2点以下となるため、該当項目について、改善に向けた努力を要請する。

5点・・・評価内容を確認し、該当項目について、必要な措置（指導・勧告・命令）を構ずる。

板橋区立特別養護老人ホーム指定管理者評価シート

施設名 _____

指定管理者名 _____

作成日時 _____

作成者氏名 _____

評価項目	評価の視点	評価				
1. サービスの提供		小計	点/25点			
(1) 施設設置目的との整合性	区立特別養護老人ホームの目的に沿った事業運営がされているか	1	2	3	4	5
(2) 利用を促す管理運営	利用者増に繋がる工夫がなされているか	1	2	3	4	5
(3) 利用者本位の管理運営	施設は利用者の使いやすい工夫がなされているか	1	2	3	4	5
(4) 安全対策	利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか	1	2	3	4	5
(5) モニタリング	利用者の満足度を測る仕組みや事後評価がなされているか	1	2	3	4	5
2. 事業運営		小計	点/40点			
(1) 職員の雇用形態	施設運営に責任の担える安定的な雇用形態がとられているか	1	2	3	4	5
(2) 職員の労働条件	①労働法規等を遵守した適正な勤務体制がとられているか	1	2	3	4	5
	②職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか	1	2	3	4	5
	③休暇制度、職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか	1	2	3	4	5
(3) 職員の研修体制	職員の指導育成、研修体制は適切であるか	1	2	3	4	5
(4) 地域貢献	区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への考慮がなされているか	1	2	3	4	5
(5) 危機管理体制	事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか	1	2	3	4	5
(6) 情報管理	個人情報の保護等に関する指導の徹底等、対策は万全か	1	2	3	4	5

3. 施設管理		小計	点 / 15点				
(1) 設備の保守点検	設備機能の維持に向けた保守点検に遺漏はないか	1	2	3	4	5	
(2) 再委託業務の妥当性	再委託されている業務の範囲は適切であるか ※ 基本協定による再委託可能範囲 ・施設・設備等に係る点検・保守・監視・警備・清掃・廃棄物処理・維持管理・修繕等 ・洗濯、利用者等の送迎、給食調理、理美容 ・利用者の自己負担金及び実費の収納	1	2	3	4	5	
(3) 環境対策	区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球資源に配慮した管理運営がなされているか	1	2	3	4	5	
4. 費用効果		小計	点 / 10点				
(1) 経済性・効率性	費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか	1	2	3	4	5	
(2) 妥当性	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか	1	2	3	4	5	
5. 指定管理者の継続性・安定性		小計	点 / 10点				
(1) 理念・方針	公共サービス事業提供者として相応しい理念・方針が確立されているか	1	2	3	4	5	
(2) 経営基盤	安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか	1	2	3	4	5	
合 計 点 数		点 / 100点					
選定委員自由意見欄							